

総務文教常任委員会記録

平成28年 1 月27日（水）

場所：鳥栖市議会 第1委員会室

平成28年 1 月 27 日 日程及び付議事件

日 次	月 日	摘 要
第 1 日	1 月 27 日 (水)	案 件 教育に関する課題調査について 〔説明、質疑〕

1 出席委員氏名

委員 長	古賀 和仁	委員	中村 直人
副委員 長	下田 寛	〃	久保山 博幸
委員	小石 弘和	〃	松隈 清之
〃	尼寺 省悟		

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

教育 長	天野 昌明	生涯学習課長	佐藤 敦美
教育 次 長	江 寄 充 伸	生涯学習課生涯学習係長	高 松 隆 次
教育総務課総務係長	原 祥 雄		
学校教育課長	柴 田 昌 範		
学校教育課主幹	中 島 達 也		
学校教育課学校教育係長	有 馬 秀 雄		

4 議会議務局職員氏名

議事調査係長 江 下 剛

5 日 程

教育に関する課題調査について

[説明、質疑]

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

開会

午前10時 1分

開議

古賀和仁委員長

ただいまから、本日の総務文教常任委員会を開会いたします。

なお、中村議長と久保山議員、所用でちょっと遅れますけど、途中から出席ということになっています。よろしくお願いいたします。

日曜からの大雪で、もう大変混乱いたしましたけど、聞くところによると、もう被害等は水道管の破裂等以外には特別まだ上がってきてないということで、きのう現在ですね、報告をさせていただきます。



教育に関する課題調査について

古賀和仁委員長

それでは、早速始めます。

本日は教育に関する課題調査ということで、お集まりをいただきました。

12月定例会の委員会において、委員会で取り組む課題として、1つ、教育格差の是正について、2つ、まちづくりとしての教育について、3つ、気になる子への対応についての3つの項目を上げております。

本日は、教育長を初め教育委員会の皆様に御出席をいただいておりますので、まず、これらの項目について、教育委員会から現状について御説明をいただきたいと思っております。

以上、よろしく御了承のほどお願いをいたします。

それでは、1、教育格差の是正について、2、まちづくりとしての教育について、3、気になる子への対応について、教育委員会から現状についての説明をお願いいたします。

柴田昌範学校教育課長

おはようございます。

まず、私のほうから就学援助についてということで、教育格差の是正について、就学援助について御説明をしたいと思います。

現状についてということで、お手元に、平成27年度に保護者等にお配りをいたしました資

料等をお配りしております。

左肩をホチキスでとじている分でございますけれども、就学援助制度の御案内ということで、表裏で1ページ、2ページがそのプリントというふうになります。

以前は、このプリントを新1年生、入学する際に配っておりました。それと、あと鳥栖市報での周知ということをしておりましたけれども、市議会等でも、もう少し周知徹底が必要ではないかというふうな御指摘もいただきまして、現在は年に一度、2月頃に全ての小・中学校の保護者さんに、このプリントを配付しているところでございます。それに伴いまして受給者も若干ふえました。

現在、この制度を利用されている保護者の方が、小学校においては全体で8.2%程度、それから中学校においては11.7%程度、小・中学校合わせますと約9.2%というふうな受給率になっております。

就学援助制度は一言で申しますと、経済的理由によって学用品費、あるいは給食費の支払いにお困りの御家庭にその費用の一部を援助する制度ということになっております。

3ページがその就学援助申請の流れでございます。

児童扶養手当受給者につきましては、ここに書いていますとおり、この手順ですね、民生委員さんの御意見等も不要となっております。

(2)のところ、児童扶養手当受給者以外の方、この辺の人数は少ないんですけれども、この2つの流れになっています。

4ページが申込書、5ページが申請書というふうになっています。

以前は、民生児童委員さんの意見を全ての方に書いていただいておりますけれども、先ほど申しましたように、児童扶養手当受給者については、この欄は不要ということにいたしました。来年につきましては、この民生児童委員の意見についても、なるべく簡略化する意味からなくそうかと考えているところであります。

6ページが口座振込依頼書と。

この受給のやり方も、以前は現金支給を全て行っていました。学期末にそれぞれ小・中学校とも懇談会を実施いたしますので、その際に現金を事務室で渡すといったことにしておりましたが、現金支給については、いろいろ保護者さんもわざわざ取りにいかなくてはいけないとか、大量の現金を学校に保管するのも問題があるということで、今は、基本的には口座振り込みということで、この6ページに挙げているような口座振込依頼書を書いていただいております。一方で、教材費、あるいは給食費に未納があるところについては、ここから未納分を引きさった分を現金でお渡しするという方法をとっております。

今回、この委員会で書いておられるところが、支給を早める必要があるのではないかと

う御指摘をいただいておりますので、そこについても、今は6月末までの認定を7月15日、大体懇談会のころに支給していると。ですから、4月、5月、6月と7月と自分で、先に給食費の立てかえ等行って、その分を後でもらえると。

給食費以外もですけれども、そういったことでおくれを、自分で払った分を後でもらえるというふうな形になってはいますけれども、その辺の改善が必要ではないかというふうな御意見もいただいているところです。そういったところを今後、改善していかなくてはならないという認識を持っているところです。

ちょっと長くなりましたけれども、現状については以上です。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

それでは続きまして、教育格差の是正についての2点目でございます。

校舎の老朽化対策についてというふうなことで、御説明をさせていただきたいと思います。

今、鳥栖市内におきましては小学校8校、それから中学校4校、計12校の施設管理のほうを行っているところでございますけれども、児童生徒の安全・安心というようなことを第一に、施設の営繕等を行っているところでございます。

議員の皆様も御承知のとおり、平成20年4月に開校しております弥生が丘小学校を除きまして、一番新しい小学校でも、鳥栖北小ですけれども、平成5年建築というようなことで、もう既に20年以上経過している状況がございます。

現在、この施設の老朽化対策ということにつきましては、大規模改修事業というようなことでの対応を実施しているところでございます。

現在、田代中学校の大規模改修事業を行っている最中ではございまして、今年度につきましては管理特別教室棟のほうを昨年10月末で、おかげさまで工事としては完了しております。

平成28年度につきましては普通教室棟、それから平成29年度で屋内運動場、体育館のほうの大規模改修を行うというような実施予定でございます。

この老朽化対策としての大規模改修事業につきましては、今のところ1校ずつ、しかも1年に1施設ずつ行っているような状況でございまして、仮に1校当たり管理特別教室棟、それから普通教室棟、屋内運動場と3施設改修を行うというふうなことであれば、1校当たり3年程度の期間を要するというようなこととなります。このペースで改修を行っていけば、一通り大規模改修が終了するには、単純に12校掛け3年で36年というような相当長い期間かかってしまう計算になります。

現有施設の長寿命化というようなことを考えた場合、やはり、適切な時期に適切な改修をしなければ長寿命化を図れないというような認識でございます。

そのためには、現在1校ずつ実施しております大規模改修工事を、例えば、できれば2校

ずつというようなことで実施していく等の検討が必要ではないかと考えるところでございます。その必要性の検討を行うためにも、まず建築、それから大規模改修後20年以上経過した小・中学校について、まず外壁調査等の調査を行いたいと。

実は、昨年7月に、鳥栖小学校のほうで外壁の一部剥離、剥落事故、事故というか事案というのが発生しております。その時は、児童の安全確保というようなことで、予備費対応ということで、緊急的に補修、それから外壁調査のほうを実施させていただいております。

こういったことで、今現在20年以上経過している学校が小学校で3校、旭小学校、それから田代小学校、鳥栖北小学校。それから中学校で2校、基里中学校、鳥栖西中学校と計5校が、それと鳥栖小学校もですけれども、こういった学校のほうがもう20年以上経過しておると。

こういう学校から優先的に、今後改修計画を立てていく必要があるのではないかとというようなことで、来年度の当初予算のほうで、この5校につきましては外壁調査のほうをまず行いたいというふうなことで、予算要求のほうをさせていただいております。その調査結果を受けた上で、今後の大規模改修の順番等についても、優先的に計画をしていきたいというふうなことで検討しているところでございます。

それと、大規模改修もですけれども、よく学校のほうからトイレについても悪臭がするとか、汚いとか、暗いとかというふうな、そういったこともできれば早く改修ができないかというような要望も受けておりますので、このトイレ改修についても大規模改修、仮に2校ずつやれたとしても、当然、ある程度の期間、次の大規模改修、実際に大規模改修に入るまでには相当期間を要する学校も出てきますので、その間で、トイレについてやはり改修が必要な学校については、先行してトイレ改修についても取り組んでいきたいというふうなことで、今協議をやっているところでございます。

一応、施設関係については以上でございます。

佐藤敦美生涯学習課長

それでは、まず放課後児童クラブ、現在のなかよし会についての現状を報告させていただきます。

放課後児童クラブの運営に関しましては、平成27年3月に策定いたしました、子ども・子育て支援事業計画において、平成31年度までに待機児童ゼロを目指して年次的に整備を行うという、量の確保もしていくという計画を立てておりますが、御承知のとおり指導員の確保、それから基準に沿った運営というものについての課題を抱えているところでございます。

実際のところ、基準に沿った運営という中で、施設については、利用者の1人当たりの面積が1.65平米以上、また指導員の資格要件が定められております。そして、1支援の単位、

いわゆる1クラス当たりおおむね40人という子供の数も示されております。それから、指導員は2人以上、そのうちの1人は必ず有資格者でなければならないという基準もございます。

こういった基準に沿った運営と、それからニーズの高まりという中で、どういうふうに関係性をとっていかかってというのが今の大変厳しい課題というふうに考えております。

昨年度、平成27年度に初めてこの基準に沿った運営という中で、子ども・子育て支援事業計画の初年度が平成27年度で、平成27年度に、整備計画の中で1クラブをふやすというふうにしておりました。それも、年度初めはなかなか指導員が確保できずに先延ばしにしておりましたが、夏休みを前に1クラブ増設することが実現しております。

しかしながら、一方では指導員の確保というものは引き続き課題として残っておりまして、平成27年度に予定しておりましたのは55人の常勤指導員、有資格者で全て揃えるというのを目標にしておりましたが、現実37名でスタートいたしました。その37名のうち、今現在、さまざまな理由で途中やめられたりしてございまして、常勤の指導員は32名になっております。

それで、新たな指導員の確保にも努めておりますが、今現在、指導員が継続して仕事をさせていただくことも、ことしの目標といたしまして、定着、継続というものを第一に、そして新たな指導員の確保という2つの取り組みをことしの目標として進めてまいりました。

その結果、来年度の指導員、現在の常勤指導員の32名のうち、引き続き常勤として働くという希望をいただいている方が30名ということで、一定の成果が出たのかなというふうに考えております。

ただ、来年度につきましても一応53名の指導員を、常勤の指導員を確保するという目標を掲げておりますが、30名の継続、また新たな指導員として、今現在のところ希望者、応募をされている方が14名でございますので、最大その方が全て常勤の指導員として来年度働いていただくことになった場合でも44名の指導員という形になっていきます。

この指導員の確保がやはり一番、今のところ厳しい状況で、整備計画どおりに整備をして、クラブの数をふやしていきたいのですが、そこに配置する指導員がきちんと確保できない場合はなかなか運営に支障を来しますので、そのあたりでまだまだ厳しい状況が続いております。

昨年度の入会者数というのが、4月1日の時点でトータルで600……、通常期ですね、学校があるときの数が615人でスタートをしております。そして、長期の利用者というのが、春休み、夏休み、冬休みという長期の利用がございまして。この長期の利用は730人という形でスタートいたしました。で、その際に、やはり待機児童が発生してございまして、夏休みまでにかけてこの待機児童というのはふえ続けるという形になっております。

ただ、夏休みを過ぎると、やめていく方、利用の希望者が減ってまいりまして、2月1日

の入会決定の、来月ですね、初めの入会決定の状況でございますが、通常期、いわゆる学校がある時期は525人。そして、長期の入会が638人と大きく減少している状況です。で、待機児童数でございますが、通常期につきましては、田代1校だけが5人の待機児童を今抱えております。それ以外の学校につきましては、現在通常期、いわゆる学校があるときの待機児童はゼロという状況でございます。なお、長期につきましては、現在希望者が、47名の方がまだ入れていないという状況でございます。

それで、平成27年度の状況は、このような形になってはいますが、来年度の入会につきましても、1月15日までを第1次受け付け期間ということで申請の受け付けをいたしました。その申請の状況についても合わせて報告をさせていただきますが、おおむね平成27年度の希望者、希望申し込み数と大差がない状況でございます。ただ、鳥栖、鳥栖北につきましては、かなりふえていると。中でも、鳥栖が非常に希望者がふえております。

それで、今、トータルで、通常期の6年生までの御希望の方が、いわゆる1年間を通して利用したいという方が677名。そして、長期だけを利用したいという方も合わせますと、長期利用の方が924名の方が御希望されております。

ここでも、来年度の入会の決定をする中で、定数、上限について今検討しているところでございますが、どうしても待機児童が発生するというのは、引き続き、状況については改善されていないのではないかとこのように考えております。

また、こちらの、今回のこの各校区の公民館単位で地域の方々の手によって、放課後の時間を過ごすという、そういう環境づくりができないかというような御意見、御提案でございますが、こちらについては現在、まちづくり推進センターのほうで、まちづくり推進センター事業として、放課後子ども教室というものを実施いたしております。こちらは、国の補助事業でございますが、そちら活用いたしまして、主に水曜日、学校が割と早く、放課後に時間がある水曜日と土曜日を中心に地域の方々の参画を得て、さまざまな体験、あるいは学習というような、そういう教室を実施されております。

ただ、まちづくり推進センターで開催されるということがあり、現在、なかよし会を利用している子供さんが、そちらのほうに参加できないという課題がございます。こういった課題を解決するために、今後も引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

柴田昌範学校教育課長

続きまして、気になる子への対応でございますけれども、特別支援教育ということで、資料を1枚、表裏の分をお配りしております。

1枚目のところが、特別支援学級在籍者数及び学級数の推移ということで、平成24年度か

ら来年度の見込み数までをそこに掲げております。

児童・生徒数につきましては、平成24年度合計で152名でしたのが、来年度の見込みといたしましては275名ということで約1.8倍にふえております。

小学校については、118名だったのが224名ということで、倍増まではいきませんが非常にふえている状況です。

学級数につきましても、35学級から59学級になるというふうな予定になっています。

また、この数だけではなくて、例えば鳥栖小学校におきましては、来年度、全介助のお子さんが入ってくるということで、移動・排せつ・食事等についても全て介助が必要なお子さんが入ってくるような状態です。

基里小につきましても、歩行はできるけれども足の裏の感覚がなくて、かかとで歩く、排便の感覚がないということで、排せつ等の介助が必要というふうなお子さん等も入ってきて、大変な状況であるということです。

それに伴いまして市では、生活指導補助員というのを配置しておりますが、その数が2ページでございます。平成24年度からの数を書いておりますけれども、一旦平成25年に20名まで減りましたが、現場等でも非常に大変であるというふうな声を受けまして、学校教育課でも増員といたしまして平成27年度は28名を配置したというところです。

来年度につきましても、先ほど言った鳥栖小であるとか、基里小につきましても増員ができないかということで検討しているところであります。

あと、総務文教常任委員会から出ております課題のところ、一つは、教室の増設ですね。これにつきましては教育総務課とも連携をとりまして、肢体不自由児の学級であるとか、難聴学級、そういった学級につきましては1学級1人とかいうところもありますので、1教室をパーティション等設置いたしまして、使うということで対応できているところであります。

それから、生活補助員の増員は先ほど申したところでありますけれども、考えております。

また、県や民間との連携というところについても、非常に重要であると考えておりますので、一つは県のほうで、障害のある子どもの学校生活支援事業というのがございますので、巡回相談、専門家の派遣ということで、県の特別支援学校からの巡回相談を受けるというところの活用を行っています。

また、この事業で、専門家の派遣ということで、医療や福祉機関、大学の専門家を学校に派遣することができるということで、こういったところを活用しながら専門家、民間との活用等を進めていければと考えているところです。

以上、簡単ですがけれども御説明とさせていただきます。

古賀和仁委員長

説明のほう、ありがとうございます。

ただいまの説明について、質疑等あればお受けしたいと思います。

松隈清之委員

ちょっとじゃあ、上から順番にいきますけど、一つは就学援助で6月末までの認定を7月の懇談会のときというふうに言われましたけれども、これは申し込む時期、特に、途中で、転入とかで来られた方は別としても、大体、配るのは2月ぐらいに案内とかをされているってことですが、全て早く必要でないっていうケースもあるかもしれないんですけど、来た順に順次審査して、支給するっていうことができるのか、できないのか、まず。そういうこう、事務的にそれができるのか、できないかっていうのはわかりますかね。

柴田昌範学校教育課長

現在は、平成28年度の支給については、平成28年6月になって認定して、4月にさかのぼって払っていくというふうな方法をとっております。

そして、今おっしゃったような転入等があった場合は、そのときに申請をして、その申請した月から、認定されたらそこから払うということで、例えば、1月に申請をして通った場合は、その月から払うと。平成27年度分、今すればですね。平成28年度については、6月の時点で認定をしているというふうなやり方になります。

ただ、その認定の時期、新年度の認定を早めることができないかというところは、可能ではあるとは思っております。実際、そうやって少し早めている自治体もあるようですので、先進自治体を見ながら、早められないか今検討しているところです。

松隈清之委員

早めるとしてですよ、一般質問とかでもあったんだけど、入学だとか、あるいは新学年になるときに、いろんなものが必要になってお金が要ると。

だから、要は新学年が始まる前までにそれが、物理的にじゃあいつまでに申請してもらえばそれに間に合うように、例えば3月の頭とか、2月の下旬だとかに支給できますよっていうことは、単純に、事務的に処理をすれば、それは可能ですよということなのか、それはどうしたって4月過ぎますねとか。4月だから3月の末とかね、4月の頭とか、新学年のときに、事前に支給されるっていう状況はつくれるのかどうかですよ。

柴田昌範学校教育課長

3月までの支給っていうのはやっぱり難しいと、いうふうに思います。

入学が確定しないと、やっぱり支払うことはできないかなと思っていきますので、今考えているのが、1学期の支給については前年度の所得で判定しようかなということで、2学期以降の支給については、平成27年度の所得で判定すれば、支給を4月に認定して5月15日に支

給ということで、今7月にしている分が、前倒しが可能ではないかなと思っておりますけれども、4月にお金が要るから3月までに支給するという方向はちょっと難しいというふうに考えております。

尼寺省悟委員

今の件ですけど、早目に支給するということでの話なんですけど、確かに、佐賀市は前年度で判断して4月末支給なんですけど、福岡市の場合は3月の中旬に支給をしてると。その場合には、転出等の可能性を見込んで返納の誓約書を取っていると、そういったこともやっているんですね。

だから、あくまでこれは入学の前の準備金というか、そういうことであるならば、やっぱ4月末ではちょっと遅いのではないのかと。福岡市でそういったことやってるんだから、ちょっとその辺参考にできるのかなと思うんですが、その辺どうですかね。

柴田昌範学校教育課長

福岡市のお話も出ましたので、そのあたりも見ながら今後検討はしてまいりたいと思っております。

一応、今考えているところで、少しでも早く支給できないかということで、来年度からでも就学援助の変更ということで、支給月につきまして、7月ではなくて、まずスタートを5月に変更できないかということを考えております。

入学準備金についてはちょっとまだ、すぐに来年度ということは難しいんですけども、そこを一つ変えていこうかなというところが1点と、あと学校給食費の支給ですね。学校給食費の支給も、最初に説明のところでも述べましたように、ずっと払って行って7月の学期末にまとめて支給というふうになっている分を、できれば毎月自動的に準要保護費から落とすと。保護者は払う必要はないようにすれば、ずっと滞納しといて、それを払っていくというふうなやり方にしないで済みますので、そういったところで前進できないかということで前向きに検討しているところです。

尼寺省悟委員

今のことをちょっとまとめてみると、来年度からやろうとしているのが、今7月の支給になっているのを早めて、5月の支給と言われたですかね。

それで、入学準備金について、要するに3月までに払うことについては、まだそこまではいっていないと、そういうことやったですかね。

柴田昌範学校教育課長

大体、今、尼寺議員さんからお話があったようなところですけども、入学準備金について、特に新1年生は、前年度の認定というのができていませんので、従来どおり新1年生に

については6月の認定で7月からと。

2年生以上についてが、前年度の所得認定でできるのではないかとこのころで考えておられます。

尼寺省悟委員

そう言われるなら、中学1年生やったら、あれできるわけですよ、今の話によると。中学1年生、新中学1年生の場合ですと、前年度の把握はできるということになるんで、そういった意味で、新中学1年だけでも3月支給というのはできるんじゃないかと思うんですけどもね。

どうでしょうかね。

柴田昌範学校教育課長

新中学1年生については、すぐにはお答えできないんですけれども、一部、私立に行く子、県立については継続して支給ということが可能ですので、私立に行く子供たちへの返納等が出てまいりますので、もしかしたら難しいのかもしれませんが、理論的には恐らく可能かなと思いますので、中学1年生については、前年度の部分でできるのではないかなと思います。

松隈清之委員

5月、早めて5月かなということなんですけれども、事務的にとか、もうどうしても仕方がないという部分は、支給に対する審査して、出すまでの時間がどうしても必要であれば、もうそれは仕方がない部分もある。福岡市はやっているっていうことですけど。

ただ、そうであれば、いわゆるこの就学援助の支給は支給として、じゃあ支給予定額を限度として貸し付けると。要は、3月までに必要で、例えば返納の誓約書を取るっちゃうのは、実質的にそういうことですかね。

もし、行かんかったらちゃんと返してねっていうのは、要はある意味、借りてる約束みたいなものだから、例えば、どうしても早い時期からちょっと準備するのにお金が要ると。逆に、そのために借金するとあんまり意味ないわけやから、であれば学用品とか、何ですかね、新入学児童学用品とか、そういう部分に関しては、申請書出されたら大体どんぐらい出すかわかるわけだから、支給予定額を限度に、例えば貸し付けて、支給が決定した時点でそこから返済してもらおうとか、そういう技術的には先に支給じゃなくて、先に手渡せる仕組みっちゃうのはできんですかね。

柴田昌範学校教育課長

貸し付けとなると、またちょっと、かなりハードルが高いかなと、「(そう)と呼ぶ者あり)はい。

私が、実際事務手続やっているわけでありませんが、事務方に聞くと、そこは相当難しいというふうには聞いております。

松隈清之委員

その難しいっていう、何が難しいですかね、具体的に。

柴田昌範学校教育課長

変更できて、先ほど申したように、支給を5月中旬、5月15日。4月に認定した分を5月に支給というところまでは可能かと思えますけれども、認定がまず4月認定の分、前年度の所得で4月に認定するので、貸し付けとなると3月に認定しといて、入学するかどうかかわからないけれども貸し付け、また返納の誓約書取ると、そういったところになりますかね。

松隈清之委員

申請をしますと、申請をしますっていう時点で大体幾ら支給されるかわかるわけでしょう。特に、必要な時期に必要なお金っていうのは、例えば、ここに書いてやつで学用品だとか、あるいは新入学児童学用品とかね。

だからそういう、全部を一遍に払えつってるわけじゃないですよ。例えば、お金が必要だという声があるからそういう議論もされているわけだから、その時期に、多額の金が必要かどうか別としても、年間分を必要とするとかではなくにしても、ちょっとやっぱりお金が要る時期だなと。そのときに、あとからどうせ来るんやったらこの時期にもらえたら助かるなということなので、じゃあ単純に、例えば新入学であろうと、じゃあ、それは入学する予定で、ほぼほぼそういう、何か突発的なことがあって、転勤が決まりましたということになったら仕方がないけれども、そうでなければ、前から申請はできるわけやし、入学する前からどこどこ小学校行くっちゅうのは大体わかるわけでしょうが。

その制度の案内なんっていうのは、幼稚園なり保育園なり、転入してこん限りは大体できるわけやから、その時点でこういう制度ありますよと、申請してくださいねと。途中から入ってきた人は、もうそれこそ直近の所得で判定するわけでしょうが。実質的には、直近が、それがいつなのかっていうだけの話であって、1月であろうと2月であろうと申請出されたらその直近の所得証明で判定すれば、判定はできると思うんですよ。

要は、今の、先ほどの答弁でも、実質的には、直近の所得で判定するって言っているわけですよ。だから、それいつ出されてもできる。だから、要は、申し込みができる環境さえ整っとけば、新入学児であっても、それは1月でも申請ができるんですよ。それに対して、それは入るか、入らんかわからんということであれば、福岡は返納の誓約書を取ってるっていう、そういう同じやり方でもできると思うんだけど、例えばじゃあ、それがより返納の誓約書以上の効力があるというのと、要は貸し付けですよ。

だから、別に、全部がそういう人じゃないと思うんすよ。こういう制度を利用している人の全部がそうではないと思うけれども、そういうことが必要だなんていう人には、それは手間かもしれんけど、じゃあ教育委員会まで来てくださいと、その手続のためにはということをしてでも。そういうこともできますよということではできんのですかと。

いわゆる、難しいって言うのは、現場での対応が難しいって言われると、教職員の方って言われると、確かにそうかなとは思っただけけれども、多分そんなに、何十件もあるというふうにはあんまり思っていないので、であれば教育委員会もちょっと御足労やけど来てもらえば、その貸し付けで、支給予定額の中で返済されますので、実質的にはその後何もせんでいいですよ。

一応、貸しましたとかいうののやつだけはちゃんとう、返済が終わりましたという通知ぐらい行くかもしれんけど、別に何もせんでいいですよ。支給される予定の額しか貸さないわけだからって言うようなことはできませんかって。

難しいって言うのが、教育委員会ですらそれは難しいですねと言うんだったら、何が難しいのかをちょっと聞きたいんだけど。

柴田昌範学校教育課長

平成28年度からというのは、まず難しい、無理っていうところですけども、平成29年度、30年度からできないかは、福岡市でやっていることでありますので不可能ではないと思うんですよ。

ですので、担当とも、また、できないか相談しながら、またマイナンバーが入りまして、うちでも、まだ就学援助システム等も入っていないんですけども、来年度導入できないかというところも今御相談をしておりますので、そういったところでシステムの変更、あるいは認定のサイクル、今はもう、先ほど言ったように、6月認定した分を年度、4月から3月までということで運用していますけれども、認定の時期、認定のサイクル当たりを変更すれば、福岡市で行っているようなことが可能である可能性は十分うちでもありますので、前向きに勉強していきたいと。

できるだけ、困っているところに、適切なタイミングで支給できないかというところについては勉強していきます。

尼寺省悟委員

基本的にほら、前提として小学校、中学校の新1年生に対して入学準備金が支給されると。

入学準備金であるならば、やはり3月の支給が当たり前なんだという観点に立てばね、例えば、福岡市の場合は1月の末に申請を出されて、そして支給、3月にしているけれども、申請を出した地点で所得証明書とか出せば、マイナンバー言われたけど、であれば、私は1

月に出されて3月に支給する、期間2カ月ぐらいあるんだから。私は、事務的には可能ではないかと思うんですけどね。

そういった意味で、できるだけ早くやってもらいたいと思うんですけど。

古賀和仁委員長

ほかに、ありませんか。

小石弘和委員

校舎の老朽化対策についてでございますけど、環境を整えるためにも、早急な老朽化対策が必要というふうなこと私思っておりますけど、教育委員会には、一時的には技術者がいらっしまったんですよね。そうしたら、今年の機構改革以降、また技術者がいらっしやらないわけですよ。教育委員会には、学校とか大小の公共施設がいっぱいあるわけですね。

やはり、技術者を取り入れていただいて、目視とか、ダウン検査とかいろいろな計画を立てられたら、私はいいと思います。

今、そういうふうな技術者が、非常に、庶務建築係にはですね、建築係が何人いらっしやいますか。何も仕事やってないんですよ、余り。極端に言うと。

そういうふうな方を、要望してこっちに、教育委員会に取って、いろいろこう回って、やはり目視とか、ダウン検査とか計画を立てれば、ある程度の緊急的なものができていくのではないかなと、私はそう思うんですけどもね。

そいけん、教育委員会にも、やはり土木の技術者でも、建築の技術者でも、やっぱり事務屋だけでは到底間に合わないと思うんですよ。そげなことをやっていかんと、いろいろな、要するに、環境対策はできていかないと私は思うんですけど。

ぜひ、そういうふうなことを、執行部に対して、教育委員会のほうから要求していただいて、やはりそういうふうなこと、対策を立てていただきたいと。

事務屋さんが幾らやっても、到底、要するにわからない点がありますので、もう20年以上経過している公共施設も相当あります。学校も、ただ外壁検査をするとか、調査をするとか、そういうふうなところじゃなく、常日ごろ、やはりやっていかざるを得ないんじゃないかなと私は思うんですけど。

ぜひ、執行部に対しても要望を、要するにさせていただいて、配置していただくように要望しておきます。

古賀和仁委員長

ほかに、何かありますか。

尼寺省悟委員

今の問題ですが、大規模改修を待たないで、特にトイレとかやっていくと。トイレの改修

とかやっていくと。非常にいいことだと思うんですがね。

一般的に言うと、毎年学校のほうから教育委員会のほうに、ここの改修あすこの改修だとか、そういったことは来ているんでしょう。それに応じて、やっているにもかかわらず、なかなか学校の先生方に言わせてみると、トイレの改修とかいったものがね、なかなか進まないという話を聞くんですが、その辺はどうなんですか。

各学校のほうから、毎年教育委員会来て、それに対して予算をつけている。そういったことは常にやってはいるわけなんでしょう。その辺がちょっと。

江寄充伸教育次長兼教育総務課長

ただいまの御質問ですけれども、確かに、営繕関係については、各学校、うちの当初予算要求前に学校からの要望事項というのは聞き取りの調査をしております。

その中で、当然、早急に対応しなければならない修繕等々も含めまして、一応内部のほうで査定を行いまして、これは緊急性が高い分については、当然来年度の、次年度の当初予算に要求、あるいは年度途中であれば、補正予算の要求というようなことでの対応を行っております。

以上でございます。

古賀和仁委員長

ほかに、どなたかありませんか。(発言する者あり)

じゃあ、質疑もあるかと思えますけど、暫時休憩をいたします。

午前10時54分休憩



午前11時4分開議

古賀和仁委員長

再開をします。

質疑を行います。

できるだけ、簡潔にお願いをいたします。

尼寺省悟委員

就学援助のところ、民生委員の件。

民生委員の件について、来年度からどうすると言われたですかね。ちょっとそれをもう一

回言って。

柴田昌範学校教育課長

民生委員の意見については、他の自治体等の状況も見まして、民生委員の皆さんからも非常に書きづらいと、家庭の状況等を把握するのが難しい。

申請者も、できれば民生委員さんのところを尋ねて書いてもらおうというところに抵抗があると、いった問題もありまして、来年度から、ここはもう省こうかなということで、まだ決定までは至っておりませんが、あしたかあさって民生委員さんの代表者会がありますので、そこで私が御説明をして、民生委員さんたちの御意見も聞いた上で、来年度この記入欄については省こうかなと考えております。

したがって、この申請書の内容、様式、今5ページに示しておりますけれども、5ページの民生委員さんの欄を省く。また、学校長の意見も、校長の意見も非常に、私も書きにくかったというところもありますので、校長として、申請について同意するとか、何らか知っておかないとまずいので、申請していただいたことについて、認め印というか、というところは押してもらって、この2つの欄については省いて、大幅にこの申請書もモデルチェンジしようかなと思っておりますので、次回、この話をするときには新しい様式をお示しできるのではないかなと思っております。

尼寺省悟委員

以前は、民生委員の意見が必要だちゅうのは法的根拠があったけれども、どっかの地点でその法がなくなって、もうこれ法的根拠がなくなったというようなことで、私も以前、民生委員の意見、書くほうも頼むほうも、あるいは書くほうも大変だし、もともとが就学援助といったものは経済的困窮と、そういった意味で援助を求めるんだから、そこに、あえて民生委員とかいうのは足かせにもなるし、不要だというふうに思っていたんで、ぜひ、それは来年度から実施したいということなんで、ぜひそれは、お願いしたいと。いいです。

古賀和仁委員長

答弁いいですね。(発言する者あり)

柴田昌範学校教育課長

認定について、ここが、学校長や民生委員に意見を求めることができますので、必要に応じて、意見は聞こうと思っていることが一つと、やっぱり民生委員さんも、地域での把握というのも必要だと思いますので、年に1回の、2月に大体、を示しているんですけども、名簿を一旦お配りして、こういった方々が認定を受けておられますという情報は流した上で、また名簿を回収といった手続は今後も進めて、継続していきたいと思っております。

松隈清之委員

まず、校舎の老朽化対策ですが、先ほど、御説明いただいたので、かなり僕は、実現すればね、前進だと思うんですよ。

ただ、実質的には、要求してもつくかどうかの話し合い、もう多分わからんとは思いますが、言うたら、例えば倍、倍かかるわけですよ、単年度で考えれば。

それプラス、トイレ等の改修もやっていくってなると、倍以上の予算を要求するっちゃうことになるんで、それ通るか通らんかわかんけども、ぜひ、教育委員会としては、ぜひそういう姿勢で行っていただきたいというふうに、これはお願いをしておきます。

あと、放課後児童クラブに関しては、やっぱり教育委員会としては、ものすごく取り組みをされていると思っているわけですよ。

ただ、これは、保育所なんかもそうっすけど、やっているけど保育士さんがいないとか、だから待機児童が減らない、似たような状況なのかなと、同じように預かるっていうことで言えばね。

これは、保育所関係でいくと、じゃあ処遇改善をしなきゃだめだろうなという流れになっているんですけども、ここの、指導員の確保の難しい原因はどこにあるというふうに思われていますか。

佐藤敦美生涯学習課長

指導員の確保についての課題、原因ということですが、まず一つは、確かに指導員の賃金につきましては、基本的に常勤の月額でお支払いしている方について、有資格者が対象になりますけれども、その方についての時間単価が、市の臨時嘱託職員の時間単価と同じという形でございます。

通常、民間のさまざまなパートとか、そういう時間給に比べると、時間単価としては今現在で1,009円になっておりますので、そうそう低い単価ではございませんが、この賃金単価で生活を、自立した生活ができるかという、そういう給与っていうか、賃金にはならないのかなと。

その理由としては、なかよし会、いわゆる学童の勤務時間が学校、放課後の時間になりますので、どうしても開会時間が、通常ですと13時か14時ぐらいから、延長も含めて19時までになっておりますので、最大で6時間、通常の指導員の勤務時間が1日当たり大体四、五時間が平均となっておりますので、その勤務体系、それで週に5日。そうなると、1カ月当たりの賃金というのがどうしても10万円を超えることがなかなかないというものになります。

そして、それと合わせてですが、勤務時間が夕方時間、いわゆる放課後ですので、どうしても主婦層というか、そういった方のパートで勤務を希望されている方っていうのは、な

なかなか勤務ができないという方も非常に多く、一定子育てを終えた方がどうしても対象となってくる。

あるいは、そういう子供とか、そういう独身の方で働くとなると、その賃金だけではなかなか生活ができないというものがございます。

それと、もう一つですが、賃金単価を上げていく、時間給を上げていくと扶養の範囲内で働く方が非常に多いので、どうしても働ける時間がその分少なくなるということで、単純に単価を上げると働ける時間が制限される方が非常に多いという問題が出てくるということで、数を確保し、なおかつ、そういった人数で回していかなければなかなか難しい状況にあるというのが現状です。

ですので、今現在、時間単価を大きく上げて、本当に、今の働き方、勤務体系で、自立した生活ができる程度の給与が確保できるくらいにならないと、なかなかこちらのほうの指導員というのが、今のパート的な働き方以外の人の確保というのが難しいのではないかというふうに考えています。

松隈清之委員

今の、想像しているとおりなんですけどね、だから構造的に難しいと思うんですよ。

時間とか考えると、パートの人とかぐらいになっちゃうんだけど、でもパートの人が働きやすい時間、パートを選択するような人が働きやすい時間では決してないですよ。かと言って、それで自立できるだけの所得が得られるかと。言うたら8時間の仕事っていうわけでもないし、そうすると構造的に非常に難しいすよね。

だからこの、頑張っても困難だから、一つは、定着率もそうなんだと思うんですけど、例えば時給1,009円なのかな、1,000円ぐらいだとしてですよ、多分最初は1,000円でいいかなと思っても、やってみると1,000円では割に合わんと思うわけですよ、やっぱ大変さからするとね。だから多分定着もしないと。

だから、非常に取り組みとしては頑張っておられると思うんだけど、構造的に非常に厳しいですよ。

これ、だから何か、そこは改善する、打開する手法を考えないと、できるかどうかわかんないですけど、例えばもう時給下げてもいいから、もう必要な人数以上に入れるとかね、真逆の発想ですけどね。パートでいい人の、ぐらいまで下げてもいいから、もっと人を入れて回さないと、要は少ない人数で大変な労働、労働っちゃうかね、子供の面倒見ないといけないうから、とてもじゃないけどやれんというのであれば、その負担を下げて、どちらにしてもパートとしてはなかなか集まりづらい時間かもしれんけど、来てる人は毎年おるわけじゃないですか、十何人来ているわけだから。

おまけに所得も超えないように、下げたいという人がいるのであれば、その時間を、例えば、ローテーションで5時で終われる人もいれば、7時までやってもらうローテーション組むなりして、人をふやして変えるなり、そこは今思いつきで言っていることだから別なんだけれども、工夫していかないと、恐らく今の条件でやっていったら大変なのずっと変わらないと思うんですよね。

だから、大変だなと思うけど、ちょっと頑張ってもらいたいなというところですけど、どうでしょうか。

佐藤敦美生涯学習課長

ありがとうございます。

確かに、指導員の定着と、それから確保というところにつきましては、非常に一人一人、やはり、希望する働き方が異なるというところがございます。

今おっしゃるように、常勤の指導員という基本的な考え方が週5日働ける、あるいは週四、五時間がかかり、1日当たり四、五時間がベースという考え方を持っておりましたが、いろいろな状況のことを聞く中で、恐らく、多様な働き方が可能な職場にしない限り、数の確保っていうのが難しくなるのではないかというふうに、私どももこれから発想を変えていかなければならないというふうに考えております。

ですから、常勤の数だけではなくて、資格を持った指導員も合わせて確保していかなければならないので、多様な働き方が可能になるような、そういう環境整備というものも今後前向きにっていうか、実現するように考えていきたいというふうに考えております。

ありがとうございます。

松隈清之委員

これ、できるかどうかわかんないし、当然、規制というか制限あると思うんですけど、例えば、学校の現職の先生ね、当然公務員だから、別るところから給料もらうっていうことはできないことになっているとは思うんですよね。

ただ、これおそらく全国的同じような構造があると思うわけですよ。

だから今言われたように、人確保するのが大変だと。だから、ここをね、そういう規制なり法律的な問題があるんだったら、それは文科省も含めて、また例えば議会でも、じゃそこは教員が、その時間その延長でって、仕事の延長っていうか別のところで仕事するでもいいんじゃないかと、いないんだからと、有資格者が、探そうと思っても。

でも実際、現実放課後児童クラブとして対応しなきゃいけない子供おるけれども、今のよな、その賃金体系、要は中途半端な時間で、じゃあ20万円払いますよ、30万円払いますよとは言えないから、やっぱり。でも、必要な時間ちゅうのは限られているわけじゃないです

か。

もう学校終わって、対応できる先生もいるかもしれんし、であれば、もう現職の学校の先生がね、そこに入っていける、じゃあその方針のあり方だとか、それをどう取り扱っていくのかも含めて、そういう障害があるのであれば、我々議会として、文科省でも、そりゃ国会議員だって行って話をすることもできるんで、こういうふうにできたらいいんだけどなっていうのがあれば、ぜひ、委員会とかでも御相談いただけたら、それは全国的にも同じような問題を抱えているはずだから、そこは別に、要は、全く別に、こっそりかくれて仕事しているとかではない話なんでね。そりゃあ先生にも負担がかかる話だから、それに対する報酬は認めましょうとかっていうことができるのであれば、有資格者に対してはかなり改善されると思うし。現職の先生だから、子供たちも知らないわけじゃないんで、そこに関しては大きく前進する可能性があるのかなっていうふうには思っているんで、そういうところが、我々としても動けるところがあるのであれば、御相談いただけたらなと思いますけど。

尼寺省悟委員

今の話の関連なんですけど、さっきあなたが言われたように、子ども・子育て支援法というのつくって、そして平成31年度までに待機児童ゼロにすると、そして指導員をちゃんと確保して、基準に見合った施設をつくりなさいよと、そのために消費税上げてやるんだというふうなことで、国が言っているにもかかわらず、鳥栖だけやなくて全国的にやっぱ指導員が足りんと。これは保育所と一緒にやけどね。

そういう実情について、私よう知らんけれども、国はさい、実際どうしようとしている、今の段階で。この問題をどうやって、鳥栖だけやなくて全国的にもそうやけどもね、この問題解決しよう。

この問題解決しないと、国が言ったこともできやせんし、その辺は何かあるの。

佐藤敦美生涯学習課長

国も県もですけども、課題としては認識されておまして、国についても待遇改善にかかる費用について別に補助をするというような、そういうメニューも用意をされています。

ただ、この学童保育事業に対する補助金の補助基準額というものがございまして、それに対して、例えば、1人当たりの賃金の基準とか、そういったものが全く示されておきませんので、なかなか、やっぱり待遇改善となると、そこそこのいろんな問題があって、改善の具体的な改善策っていうのが見出せない状況にあるのが現状なのかなという感じがしています。

鳥栖市についても処遇改善ということで、賃金単価上げたりとか、あるいは事務の軽減とかを図りながら、指導員の職場の環境整備というのもしていこうというふうにご検討をしております。あと県のほうも具体的に2月、鳥栖市がですね、なかなか整備を、いわゆる施設の整

備をしたくても、枠を広げようとしても指導員が確保できないので、なかなか量の確保ができませんという現状もお伝えしております。

それで、そういう中で県も何かできないかということで、今回2月17日ですけれども、学童保育に興味、関心がある方に対して説明会をします。対象は、主婦層であったり、そういった子育ての、今現在仕事していない方に対して、そういう説明をして、指導員の確保につなげようという取り組みも今回されるようになっておりますが、どこも、なかなか課題解決には今のところつながっているという感じではないということです。

下田 寛委員

ちょっと的外れやったらすいませんけど、今後一体型の放課後子ども事業とか、あとコミュニティスクールとかやっていくという中で、なかよし会との連携ってというのはふえていたりするんですかね。

その辺の環境をちょっと教えていただきたいです。

佐藤敦美生涯学習課長

今出ました、一体型の放課後子ども教室というのが、先ほどちょっと御説明いたしました、まちづくり推進センター事業として、今、水曜日あるいは土曜日とかを中心に、子供たちにさまざまな体験とか学習をしている教室がございます。

それを、国のほうの、今、大きな施策として学童保育とその放課後子ども教室というものの連携というものが大事だということで、一体型の放課後子ども教室というものを進めようという取り組みを非常に積極的に進めています。

それで、一体型というのは、学校の施設を活用して、放課後子ども教室をするというものです。で、その一体型放課後子ども教室をすることによって、今現在、学校の敷地内にある学童クラブを利用している子供も、鳥栖市の場合はまちづくり推進センターで開催しております放課後子ども教室に、なかなか参加することができないという課題がございますが、一体型ということで、学校の施設を活用して、そこで教室をするということになると、学童保育を利用している子、あるいは利用していない子も全ての子供が参加することができるということになり、学童保育は学童保育で開催しながら、学童に来ている子供がそのまま学校である放課後子ども教室を利用し、なおかつ、また学童に帰るといような活動も可能になるということで、鳥栖市としてもこの一体型の放課後子ども教室を全小学校区で実現できるように取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

コミュニティスクールについては、ちょっと学童と直接的な連携というのはあれですけど、ただコミュニティスクールにしても、この一体型の放課後子ども教室にしても、地域で子供を育てるとい、いわゆる、こちらのほうにありますように、まちづくりの核となるような

取り組みになっていくのではないかというふうに考えておりますので、そういった意味では、学童との連携と言う形も今後出てくるのかなというふうに感じております。

以上です。

下田 寛委員

ちょっとまとまらないで申しわけないっすけど、もしかしたら、国としては人口が減少している自治体に関して、要はもういろいろ散らばっててもしょうがないから、もう学校の中で全部一緒にやっちゃえよというような話なんじゃないかなと僕思っているんですよ。ですから、おそらく鳥栖にはなじまないんじゃないかなと。

でも、その中でつくり上げていかなければいけないものがあるのかなと思ってます。

それで、ちょっとすいません、そもそも論のところ、子供たちの目標として55人の有資格者を入れる予定だったっていうこと考えたら、恐らく単純計算すると、多分1,000人ぐらいの子供がなかよし会に入れることになるんですけど、要は見込みとして初めそのぐらいあったっていうことなんですかね。

佐藤敦美生涯学習課長

55人の有資格者の指導員を目指して確保をしております、そのときに受け入れる人数の計画人数ですが、通常期については667人。それから、長期の利用、通常期と長期と合わせてですけれども、これが842人という当初の計画を上げておりました。

それで、指導員の数というのが、まず子供の数に対する数、それから、あと、この定数につきましても、施設の面積も考えての定数になっておりますので、単純に、指導員1人当たりの人数というものがありませんので、なかなかこの55人から逆算することは難しいかと思えますけれども、当初の予定としては、先ほど申しました通常期が667人、長期も含めては842人ということで計画をしていたところです。

下田 寛委員

わかりました。

それで、ちょっと僕もなかなか答えが出なくて申しわけないんですけども、この分野に限らず、さっき松隈議員が言われたような形で、県とか国に、総意がとれるようなことはもう要望していくというか、そういった活動も含めてやっていかないと、なかなか前に進まないもどかしいような状況がいろんな分野であるんじゃないかなと思ってたんで、ちょっとこれ意見としてお伝えさせていただきたいと思います。

松隈清之委員

最後の特別支援教育、特別支援学級の件なんですけれども、以前、何の資料だったかな、1歳6カ月健診、3カ月健診の数字見たときに、あと、ここもうリンクしてるなあとと思った

んですけれども、本当この3年ぐらいの数字の推移を見てても、えらいな勢いで、要はひっかかる子っていう言い方がいいのかどうかかわからんですけど、その1歳6カ月健診、3歳児健診の時に、やっぱりひっかかっている子の人数がえらいな勢いでふえているんですよ。これ見ても、ああ、リンクしているなど。

すごい勢いでふえているんですよ、実際問題。

これは単純に、今までそうだったけれども、そうじゃないほうに分類されていた人が、新たにこっちのほうに分類されたのかどうかよくわからないんですけど、ちょっとふえ方がね、もう本当、ここに載っている5年だけでも異常なふえ方なんですよ。

これがもう、鳥栖だけだとしても恐ろしいんですけど、このペースで全国的にふえらしたら特別支援学級、先ほど教室の増設とかっていうのもありましたけど、学級としては、先ほど言われたように1人が1学級っていうケースもあるとはいえですよ、絶対数がこんだけふえてくるっていうのは、とても今のままのハード的な体制っていうのはじき困難になるんじゃないかと心配をするんですけど、このふえ方を見られてどうですか。

柴田昌範学校教育課長

今、松隈議員の御指摘のとおり非常にふえている状況です。

確かに、以前は、特別支援学級に在籍、該当するけど入っていなかったお子さん、一番多いのが、今自閉・情緒学級、昔でいうと知的の特別支援というところがメインだったんですよ、もう私たちが小さいころとか、昭和の時代は。

ところが、特別な支援を要するお子さんというのが、自閉・情緒障害をお持ちのお子さんというのが実はたくさんいるっていうのがわかってきて、先ほどおっしゃったように、小さい時に、そういった早期発見されて、特別支援学級に在籍する子供たちがふえてきている状況です。

鳥栖小学校に行っても、1階のフロアがずらってもう特別支援学級が並び、2階にはまた特別支援学級には在籍しないけれども、発達障害をお持ちのLD、ADHDの通級指導教室等も開設された。そういう状況ですので、今後どれぐらいふえてくるかはわかりませんが、しばらくは増加傾向にはあるのかなと思います。

ハード的なところは、今算出しているところでは何とか耐え得るところで、大丈夫かなとは思っておりますけれども。

松隈清之委員

伸びがすごく気になるんですよ。この伸びっていうのが。これももちろん教育委員会の責任ではないですよ、当然。

これ、教育委員会の問題としてではなくて、これももう全く別の部署になるんですけど、保健

分野とかもそうですけど、これ、もう多分、看過できないふえ方なんすよ、恐らくは。

だから、それを踏まえて、何とかなるでしょうっていうのは、このペースふえていったら多分、いや、半分ぐらいそうなるんじゃないかねのと、いつか。いや、そうないかもしれないですけどね、すごい勢いなんです。いずれ、どっかに収れんしていくのかもしれないですけど。

このふえ方、非常に気になる場所なので、教育委員会はもちろん小学校からですけど、保健分野も含めて、このふえ方異常ですよと、それが出産のときのことなのか、それ以前の生活なのか、まあ、今もう、そういう子が必然的にふえるようになってんのかわからないですけど。これは、そこの分野も当然、1歳6カ月とか3歳児を把握しているはずなんで、そこは本当に全国的な傾向なんだとしても対策は考えておかないと、きっとこのペースでふえてこられたら教育委員会も大変だよというところは言っていたきたいなということと、一つは、やっぱり昔、僕が小学校時代もそうなんですけど、いわゆる知的の子だったんですよ、そういう、いる子は。

恐らく、LDだなどという、あとから考えたらあの子はLDだったんだなっていう子は、多分同じように教室いましたけど、いわゆる情緒系だったりとかする子っていうのは、今すごくふえているわけじゃないですか。で、これ言い方が適切かどうかかわからないですけども、知的の子ってある程度こう、決まったじゃないけど、一通りこう、取り扱いの仕方っていうのがどっか歴史的にもあって、確立じゃないですけど、大体こういう取り扱われ方をしてたっていうのがあったかもしれないんですけど、今すごく多様じゃないですか、特別学級の子たちがね。もちろん、その障害というのか、そういうものにもよりますけど、数もさることながらケース・バイ・ケースっていうのかなりふえているんじゃないのかなと思うんですよ。

それに対して、もちろん学校の先生っちゅうのは教員としての専門家ではあるけれども、一種の療育にかかわる部分でもあると思うんですね、この分野っていうのは。

だから、このペースでふえていったときに、本当に学校として、適切な支援っていうか、教育っていうレベルではないのかもしれないですけども、それができていくのかなと。で、このふえ方っていうのの一つは、鳥栖だけかもしれないと思っているのは、鳥栖は、こういう特別支援だったり障害持ったりという方に対して、非常に優しいという近隣の評判があるわけですよ。だから鳥栖に来られるんですよ、障害とか、こういうその特別な支援を必要とする子供を持った親が。だから優しくすればするほど、そういう傾向がどんどんふえていく可能性もあるんですけどね。

ただ、かといって、じゃあないがしろにするわけにもいかないもので、考えていかないかんんですけど、ここに、委員会から出している分にもあるんですけど、やっぱり教員の方々だけでは、本当にこんだけの人数出てくると対応しづらい部分もあるのかなと、恐らく大変なん

じゃないかな。さきほど、県の巡回だとかっていうのもあると思うんですけど、言うたらもう毎日のようにあるわけやないですか。教室は、当然毎日のようにやってるわけだから。

僕は、民間でどういうのがあるのかわからんですけど、やっぱ、一応、特別支援学級としてクラスつくって、人を誰かつけときゃいいっていうものでも恐らくはないと思うんで、その分野の専門家っていう方を、やっぱり直接、契約なり何なりであれ、確保していかないと、ちょっとしんどいんじゃないのかなあ。

うちはもう端からできないんで、そういう特別な学校に行ってくださいって言や済む話ですよ。ただ、現実受け入れてやっている以上は、それなりの対応をしないとイケないんで、そこはどうなんですかね。追々こう、書いてあるような、県とそういう協力するのはもちろんでしょうけど、そういう専門的な、NPOなのか、そういう専門の方がいらっしゃるのかよくわからんですけど、そういう方っていうのは把握をされているんですか。

例えば、県内でそういう専門的な活動をされているところっていうのは。

柴田昌範学校教育課長

何点か御質問がありましたけれども、まず、鳥栖だけ特別優しくしているからふえているというふうなことでもないんですけれども、近隣自治体見てもこういった生活補助員等をつけているところは数多くあります。

特別、鳥栖市が多く雇用しているわけでもないんですけれども、例えば、鳥栖市内に特別支援のスーパーティーチャーがおられたり、あるいは、中原特別支援鳥栖田代分校があるので、そこと併設している田代小を見学してみたいとか、実際、鳥栖市にたくさん特別支援学級がありますんで、あちらこちら見学して引っ越して来たりとか、そういった方も中にはおられることは確かです。

それから、自閉・情緒学級については、国のクラス編制基準、8名になっていますので、先ほどおっしゃったように、知的と違いまして、非常に個別に差があるというか、対応の難しさがあるといったところで、8名の対応というのが非常に難しいので、その辺は学級編制基準の見直しができないかっていうところは県とか国にも、ここはどうにかならないかというところを引き続き問題点としてうちからも言っているところであります。

それから、専門家等との把握については、ある程度こちらでも把握はしております。

また、今後非常に、この資料を見てもおわかりだと思いますが、微増ではなくて激増している状況ですので、非常に就学相談とか、そういった業務も膨大になってきておまして、学校教育課内でのこの特別支援の位置づけっていうのも大きな割合を示しているんですよ。

それで、例えば佐賀市教育委員会あたりは、特別支援係を設置しようというふうな話も聞いています。実現できたかどうかはわかりませんが、そういった情報も入ってきてお

りますので、うちとしても、非常に、特別支援教育について、もう少しどうにかならないかと。

今、教育相談係の中島指導主事と西村嘱託指導主事が、主に特別支援の役割担っておりますけれども、もう夜9時、10時、11時とかですね、そういったところまで仕事をしているような状況ですので、業務の分担あたりも見直して、特別支援にももう少し力を入れていきたいと思っています。

専門家に頼るのも大事かと思えますけれども、市の教育委員会からも指導、助言、学校訪問、観察しての学校への指導、助言とかですね、関係機関とつなぐとか、あるいは専門機関とつなぐとか、保護者と教育委員会がもう少し連携するとか、そういったところも必要かと思っていますので、もう少し教育委員会からの定期的な巡回等も、今年度やろうと思っておりましたが、私と中島で定期的に行こうねって言いながら、もういっぱいいっばいで、なかなか行けませんでした、実際。そういったところを来年度は、担当しっかり決めて、教育委員会として専門家の役割の一翼を担いたいと思っています。

松隈清之委員

大変なんだろうと、例えば、この必ずしも数が全てではないとしても、平成24年度で152名の35学級だったんですよ。その時の、生活指導補助員の配置数29名ですよ。

やっば倍増近いっすよね275人って。これ数字だけ見ても、28人でやれるのかと。（「やれんよね」と呼ぶ者あり）

逆に、じゃあ29名のときはそんなに余裕があったのかと。これ数字だけ見たら、恐らく、本当に50名以上おらな割りに合わん、必ずしもさっき言ったように、人数が全てじゃないですよ、程度もばらばらだし、そういう、そのときそのときの状況によって人数が全てじゃないっちゃうのもわかるんですけど、だとしても、275名になっても28名で、これ平成28年度なんで234名のときに28名でしょう。

いや、どうやって回しているのかなってという疑問がある。で、なおかつ、この生活指導補助員にしても、有資格者であるにしてもですたい、そうじゃない方であるにしても、やっばり、そういった障害を持たれている、その障害に対する専門家じゃないんですよ、専門家じゃないんですよ。

だから、そういう方、もちろん専門家に来てもらうっていうのもですけど、やっばりそういう方々に、そういういろんな障害に対して対応の仕方も含めて、やっばスキルアップをしていかないといかんと思うわけですよ。で、常に仕事しているからスキルアップも大変だと思うんですけど、そういう研修の時間取るのも大変だと思うんで。

ただ、やっていかないと、取り扱いもようわからんけどとりあえず預かってましたって

うわけにもいかないんで、専門家っていうのは、やっぱりスキルアップをさせる意味でも必要なかなって思うんですよねえ。

やっぱ僕らでも、ちょっとはこう、いろんな資料とか見たりするけど、専門的な知識ってやっぱ持ってないわけじゃないですか。

だから、その分野に特化してやっぱりやられている方っていうのはいらっしゃるんで、そういう方々が、その巡回でもいいんですけど、やっぱり指導補助員のスキルアップにつながる取り組みちゅうのを同時にやっていかないといかんなと思うんですけどね。

柴田昌範学校教育課長

まず、数字のところ、御指摘があった平成24年の補助員の数が29人になっていますが、実際、このときは、緊急雇用対策事業というのがありまして、各学校に1人ずつ普通学級生活補助員がおりました。

その数を含んでの数字ですので、純粹に、今もう特別支援学級等生活補助員ということで、普通学級にも特別支援学級にも、いろんな発達障害等お持ちのお子さんもおられるので、くくった形でしておりますが、緊急雇用があった関係でこの年についてはこれだけの人数がいたといったところで、特別支援に特化したところでは17人だったということになります。

それで、翌年に20人に減ったもんですから、学校の現場としては、普通学級におられた生活補助員さんも、非常に同じような役割をある程度果たしておられたので激減したといったところで、さまざまな、もう大変になったといった声が聞こえてきまして、増員を平成26年度図ったところです。来年度につきましても、またふえる状況ですので、増員のほうを考えております。

それからスキルアップの件が出ましたけれども、この辺もいろいろな御指摘を受けまして、特別支援学級のお子さんを扱うからにはそれなりのスキルアップを図る必要があるというふうな御指摘を多くの方からいただきましたので、市の教育委員会としての研修を、以前は1回だけ夏休みに入るときに情報交換という形で行ってました。

それだけではやはり足りないということで、例えば、うちの教育委員をされている深川先生が特別支援の専門家ですので、深川先生を招いての研修会、あるいは、市の特別支援学級のスーパーティーチャー、あるいは特別支援の先生あたりに講師をしていただいて、今年度4回計画していたんですけども3回の研修を行うことにしております。それプラス、教育委員会から指導に行こうと思っていたんですがそこはできていない状況です。

このスキルアップについても、必要性を感じております。特に、肢体不自由に対応していただいている田代中とか、そういったところは情緒とか知的のお子さん扱う特別支援の補助員さんとはまた役割が違う、かなり介助的な資格等を持っていないと厳しいということで、

実際、平成27年度も途中で3人やめられたりとか、またさらにハローワークで、やっぱり、肢体不自由お子さんの介助できる方っていうふうな条件を出した上で、また再び途中から来ていただいたというふうな状況ですので、そういった種別に対応した専門性というところも、さらに今後、特別支援補助員さんには必要かなと思ってます。

また一方で、労働条件が、874円でしたが今886円と、1時間。の、1日6時間勤務ですんで、条件的に非常に厳しいところもあります。そういったところで今後、労働条件の改善等も図らないと、なかなか専門的な方っていうのは入っていただけないのかなっていうところも感じております。

以上です。

下田 寛委員

いや、そこなんだと思うんですよ。結局、まず、肢体不自由で、車いすに乗った子の介助を補助員の方がしてあった。まず、学校の先生がやるべきところじゃないですか、筋論とすればですよ。

それができなくて、結局補助員の人が、もう私だめだと言ってやめてしまうなら、逆に言うとも本末転倒であって、これも僕、もう国策だと思っているんで、本当に国が一体何をしたいのかなっていうところをもっと詰めてもらわないと、もう根本的解決にはならないのは間違いないわけで、断ることもできないわけで。ちょっと言い方悪いですけど、来年も、本当大丈夫かっていう子が入ってこられると。

恐らく、特別支援学校に行ったほうが、その子の成長にとってはいいのかもしれないけれども、やっぱり普通学校に入ってくるという現状がある中で、やっぱり専門的な指導というのは、僕らもちよこちよこ体育祭とかで見させてもらう程度しかわからないですけど、例えば、体育大会で車いす乗っている子が何しているか。これも、ちょっと危険な言い方ですけども、頑張れってやっているだけなんですよ。

本当にこれでいいのかなっていうのは、これももちろん御家族も納得された上で普通学校入ってきているんで、何とも言えないんですけども、でも結局、法律とか、そういった中で、インクルーシブ教育で健全な発達をすることをしなければいけないと言われているのであれば、もし、もし訴えられるっていうことがあったら、簡単に人権侵害で学校側が負けちゃうんじゃないかなっていう気も僕、ものすごくするんですよ、その、いろんな事例何件か携わらせてもらったのも見ているとなると、今教育委員会がいろいろ頑張ってるのはわかるんですけど、それを補完する意味で、もう民間の人、プロに入ってもらって一緒にやっていくっていうのはあるべき姿、というかももう打開していくためには、それもう真剣にやらないといけないんじゃないかなと思うんですよ。

それで、以前も教育長が、民間との連携も考えなければいかんと思っているという御発言をいただきましたけれども、やっぱりもう、例えば来年基里の通級学級がもうできるんですかね。まだわかんないっすね。

何か、そういう思いを持ってあるということ聞きましたけれども、それもやっぱり、全部のあらゆる障害に対応できる教員じゃないと本当はだめなわけなんですけど、なかなかやっぱりそんな教員がいるかって言ったら、いないと思うんですよ、実際。

でも、その中でやっていかなければいけない現状があって、そこで教育委員会が一所懸命頑張られるというのもわかるわけで、でも、そこ補完するために何が必要なかっていうの考えると、やっぱりもう民間のプロの人を積極的に入れてやっていく以外、もう生きる道がないんじゃないかなぐらい私は思っているんですけど、どうでしょうかね。

柴田昌範学校教育課長

いろいろ課題を、御指摘いただいたんですが、まず肢体不自由の子供に対して、担任が携わるべきというところは、もうおっしゃるとおりです。

今回、補助員さんに助けていただいたところが、女性の生徒、中学生の生徒に対して男性の担任だったというところで、非常に、この補助員さんたちに頼ってしまったというところもありまして、その辺は学校でも肢体不自由児の担任ではないけど、女性の教員も特別支援にいますので、そういったところで補助するよということによって改善はしたところです。

できれば、肢体不自由児が入ったところには、例えば金立特別支援から転任で、そういったスキルを持った専門的な教員が入れないかなと。来年の鳥栖小学校についても、そういった、ある程度、肢体不自由の経験を持った先生が配置できないかというところを、県の教育委員会とも相談をしているところです。

それから地域で、もう、ぜひうちの子車いすで、特別支援学校のほうがいいっていうのはわかっているんだけど、一緒に育てたいっていうふうな保護者の意向も、強い意向もありまして、そういったお子さんについてはやっぱり受け入れざるを得ないといった状況にありますんで、今後もこういったケースがふえてくるのではないかなと思います。

それから、通級の基里の件がありましたけれども、今、中学校に通級指導教室がありません。小学校には、鳥栖小学校にLD・ADHDの通級、それから鳥栖北小に言葉の教室、そして若葉小学校にも言葉の教室ということで作りました。

そのお子さんたちが中学校に入ったら、もう全て、そういった支援が必要でなくなるわけでありませんで、引き続き、やはり中学校でも通級指導教室の必要性を感じて、ぜひ来年度は、鳥栖に中学校の通級指導教室をというところは、もう教育長から何度も県の教育照会等でもお願いをしているところです。

実現できるかどうかはわかりませんが、もう、何度も何度もこれは継続して県のほうにもお願いしているので、できないかなあという希望は持っています。

民間をフルに入れるべきではというふうな御指摘がありましたけれども、そこもどの程度できるかわかりませんが、例えば、先ほどの特別支援学級の補助員さんの研修会にそういった専門、今までは学校の現場の先生とか、深川先生は呼びましたけれども、そういったところで民間の活力を入れて、研修等行えないかということで、来年度の研修の予算化ということも立てているところです。

以上です。

松隈清之委員

先ほどの、下田委員は、介助は教員の仕事だと。課長も、そうだとおっしゃいましたが、僕はそう思わないんですよ。

だって、担任全部見なきゃいけないわけじゃないですか、そのクラスの子たちを。じゃあ、それをしなければいけないとすると、ほかの担任と比べたら格段にその先生はほかの子を見る時間が減ったり、目が行き届かなくなる可能性が高いですよ。

だから、それこそ介助であったり、何であったり、それは別に先生じゃなければならないということは僕はないと思うわけですよ。

それは、だからしてくれる方がいて、ほかの子と、要はハンディキャップを埋める役割を果たしてくれる人がいればいいだけの話であって、じゃあその先生はそういう子を持ったら、そんなことまでせないかんのちやうたら、本当先生大変ですよそれは。いやもう、絶対持ちたくないと思いますよ。やることは全部、ほかの子も含めて全部見ること求められるとしたらね。

だって、じゃあ、その子が授業中、トイレ行きたいって言い出したら、その間中断するんですからちやう話ですよ、授業は。で、もちろんインクルーシブ教育とかノーマライゼーションだとかわかるんですけども、そのことで、じゃあ、ほかの子たちの授業がおくれたり、目が行き届かなくて学級が崩壊したりとかあったときには、ほかの保護者怒りますよね、そうだったら。だから、そうしちゃいかんと思うわけですよ。

だからこそ、例えば、介助する人は介助する役割の人がおっていいわけだし、民間も、もう活力、民間の活力って言われたけど、別に民間の活力じゃないんですよ。専門的にやっている方であれば、別に民間でも公の機関でもいいんですけども、とにかく専門的な知見を持っている人、経験を持っている人っていう方を活用しないと、さっき年に1回やってる、意見交換してるつったけど、みんなのスキルを上げないと多分対応できない可能性があるんですよ。

だから、その意味では、別に民間にこだわりはせんけど、やっぱ専門的な知識を持った人呼んで、全体のスキルを上げていくのは絶対必要だと思うんですよ。

だから、その意味で、例えば、あらゆる分野にですよ、全てが教員が対応しようと思うから大変なんであって、そら今でも大変で言われてるのにね、先生方は言うんだけど、それもう、ほかでできる部分、それは民間であってもほかでできる部分であれば限りなくそれ使っていないと、今度先生つぶれますよ。

だからそこは、僕は、そこは教員がやるべきですってと言うべきなのかなあと、むしろ。それ意見違うけどね。ただ、先生やることって多分、もっとあるもん、ほかの子たち、確かにそういう子たちがおるっていうのは間違いないんだけど、そのことでほかの子たちが迷惑をこうむるってなったら、保護者も含めて、逆に差別生むから。

そういう事例あったんですよ。さっき、生活指導補助員っていうのは、普通教室の中にそういう子たちがおったからついててくれてたって話あったじゃないですか。あれがなくなって、そういう子たちの抑えが効かなくなって、その子が出て行ったから先生追っかけて行って授業中断しましたって。うちの子もそういうクラスだったですけど、おかげで、それ中学校でしたけど、試験までに試験のところまで終わってないですもん、授業が。そういう子が1人おるだけで。

そういうふうになったら、逆にまた差別を生むんで、先生の負担をどんどんふやしていくちゅうよりも、先生が通常業務に専念できる環境ってのをつくっていくと、逆に差別生みますよ、ノーマライゼーションどころかね。何でそんな子入れるんだって、普通学校にって、そんなもん特別な施設にやっときゃいいやないかっていう親がふえてくるんだから、先生が対応できなくなってきたときに。と僕は思います。

天野昌明教育長

本当にきょうは、総務文教のほうに、特に、教育の課題のほうを焦点化して、こうしてたくさん御指導いただきました。本当にありがとうございました。

就学援助にしても、それからなかよし会にしても、特別支援教育についても非常に、大変な、大きな課題を抱えております。

特に、今しっかり議論していただきましたけれども、特別支援教員に関しては、もう本当にうちも大きな、来年に向けて課題でありますし、もういかにして指導の強化をするかというところで、今、一生懸命取り組んでいる状況です。

私は、発達障害の率が、鳥栖が今、一番直近で7.6というのが出ておりました。これは文科省が出した6.5を越しているんですね。これは小学校なんですけど、中学校はちょっと低くなります。ということで、非常にその部分ふえています。

それともう一つが、今、鳥栖市のほうには丁寧な御指導ということも、それでふえているんじゃないかということもあったんですけども、やはり、私は個人的には、鳥栖市が特にふえているというふうに思っています、この数を見た時にですね。県内を聞くと、そこまではない。しかし鳥栖はこれだけ、特にことしなんか見ると、一気に、もう40名ぐらいの子供たちが一気にふえている状況なんですよね。

これはやっぱり、いろいろなことがあると思います、今言われたように、やっぱり鳥栖市のほうが、過去、非常に特別支援教育について先進的な場所でもあったということもありますし、それから、やっぱり先生たちが一生懸命、その子に応じた対応していただいているのもありますし、幼稚園、保育園あたりもそういった特別支援の子供を特化した形の幼稚園の保育をしているということもあります。

いろんなことがあるんですけども、やっぱりこれからまた鳥栖はふえていくだろうというふうに思っています。

それで、そういうことを含めて、じゃあどのようにやっていくのかということで、私も今お話が、下田議員出たように、もうやっぱりある程度専門性を生かしたものとして、やっぱり民間の力って、じゃあどうするのかっていう問題もあるんですけども、やっぱり、できることは、学校教育課内に特別支援教育当たりの特化した形の、何かこう指導、指導の形というのを、人的な面も含めて考えていく面があるんじゃないかなと思いますし、それから生活補助員とか、そういう特別支援教育担当者の、やっぱり資質を上げるということが、また大きな問題だなというふうに思っています。

そういった意味で、今後とも来年度に向けて、一生懸命整理している状況ですけども、本当に、ずっとふえていくので、私もどうなるのかなって心配な面もあるんですけども、しっかり今できることと、それから制度上のこともありますから、いろいろお願いをしたりすることもあるかと思っておりますけれども、そういうこと等を踏まえながら、特に特別支援教育についてはしっかりやっていきたいというふうに思っていますので、よろしく御理解のほどお願いしたいというふうに思っています。

以上です。

古賀和仁委員長

ほかに、ありませんか。

[発言する者なし]

ないようですので、質疑を終わりたいと思います。

今、天野教育長からも、教育委員会、しっかりこれから頑張っていくということおっしゃっていますので、当委員会でも、これだけ、3つ課題を上げてやっています。

これについて、委員会のあとにこれからどうするかについて、委員間でちょっとお話をしたいと思います。

ちょっと時間が来ていますがよろしく願いいたします。

では、暫時休憩します。

午後0時6分休憩



午後0時7分開議

古賀和仁委員長

では、再開します。

これで、本日の総務文教常任委員会を閉会いたします。

午後0時7分閉会

鳥栖市議会委員会条例第 29 条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総務文教常任委員長 古 賀 和 仁 ⑩

